

1 趣旨

- 令和元年10月に発生した台風第19号災害により、本県でも沿岸地域を中心に大きな被害に見舞われたところ。
- 平成28年台風第10号災害を踏まえ、県は風水害対策支援チーム設置等の新たな取組を行ったが、今回の台風では、市町村による避難指示（緊急）の発令が深夜だったこと、多くの住民が夜間に避難したとみられることなど、新たな課題がでてきたので、課題を整理し、県としての防災対応のあり方を明確にするもの。
- 今後の防災対応等の検討にあたり、市町村アンケートや自主防災組織へのアンケート、県、市町村、防災関係機関、有識者等で構成する調査会等を実施。

2 これまでの検討内容

- 第1回調査会〔12/20(金)、非公開〕
  - 平成28年度台風第10号災害後に実施した取組の振り返り（実施及び成果の有無）
  - 台風第19号災害対応に係る市町村アンケート調査結果の報告
  - 論点整理及び意見交換 等
- 第2回調査会〔1/31(金)、非公開〕
  - 台風第19号災害対応に係る自主防災組織リーダーアンケート調査結果の報告
  - 今後の風水害への対応案、報告書の構成案についての意見交換 等
- 検討会〔3/6(金)、公開〕
  - 報告書案、県地域防災計画修正案の協議

3 調査会等を踏まえた課題の整理

(1) 地域防災体制

- 市町村における避難勧告、避難指示（緊急）等発令のタイミング  
避難指示（緊急）の発令が夜間になり、多くの人が夜間に避難した。
- 住民の避難行動・避難情報への理解
  - 12日夜間から13日未明にかけて、多くの人が避難した。
  - 避難勧告は全員避難の意味であるが、正しい意味が住民に伝わっていない。
  - 防災気象情報は一定の基準に基づき発表されるが、住民からすれば、気象台からの防災気象情報や市町村からの避難情報など、様々な情報が発表されるので、理解が難しい。
- 市町村防災職員の平時の研修支援、災害時支援のあり方  
避難情報等の発令にあたり、市町村防災職員による防災気象情報や災害情報システムへの理解が必要。
- 防災情報の発信  
風水害対策支援チームによる助言の効果はあったが、手法についての検討が必要。

(2) 社会福祉施設等防災

- 市町村から要配慮者利用施設への情報伝達  
情報伝達していない市町村が4割、情報伝達する際の基準が定められていない市町村もある。
- 要配慮者の個別計画に基づく避難  
避難行動要支援者名簿の事前提供が4割、個別計画の策定が2割にとどまっている。
- 要配慮者利用施設の入所者の避難  
他施設への避難状況を把握する仕組みのない市町村が4割となっている。

(3) 河川・土砂災害防災

- 住民へのハザードマップの周知
  - ハザードマップが作成できていない市町村もあり、財源や人員面での問題がある。
  - ハザードマップを使用した避難訓練を実施している市町村は半数に留まっている。
- 市町村や関係機関によるタイムラインの活用  
タイムライン未作成の市町村が4割となっている。
- 河川情報システム、危機管理型水位計等の情報の活用  
危機管理型水位計のアクセス不能、閲覧しにくいという意見あり。
- 河川管理者によるホットラインの活用  
ホットラインを活用しなかった市町村も見られる。
- 河道掘削や立木伐採、小河川や沢、水路等の維持管理による災害抑制  
計画的な堆積土砂の撤去や立木伐採による河道の維持、小川や沢等の日常からの障害物除去が必要。

4 今後の県の防災対応のあり方

(1) 地域防災体制

- 市町村における避難勧告、避難指示（緊急）等発令の支援  
風水害対策支援チームの助言を受けた市町村はできるだけ早期の避難指示（緊急）の発令と日中の避難完了に努める旨、県地域防災計画に追記。＜新規＞
- 住民の適切な避難行動につなげるための平常時からの取組
  - 現在の取組に加え、防災士等を活用し、地区防災計画の策定支援等に取り組む。＜新規＞
  - 岩手大学等と連携し、住民や自主防災組織に対する防災知識の普及啓発に努める。＜新規＞
- 市町村防災職員の資質向上に向けた取組
  - 盛岡地方気象台と連携し、ワークショップ型の防災研修会を実施。＜新規＞
  - 市町村職員研修で災害情報システムの理解促進を図る。
- 防災情報の発信
  - 報道機関と連携し、支援チームの助言を会議会場から中継する等の工夫をする。＜新規＞
  - 災害発生時、県ホームページの災害用ページへの切り替え等の検討。＜新規＞
  - 短い言葉で緊迫感を持って繰り返し呼びかけを行う等の工夫をする。

(2) 社会福祉施設等防災

- 要配慮者利用施設への情報伝達  
指導監査等の機会を活用し、情報伝達訓練の実施状況等について定期的に確認。
- 要配慮者の個別計画に基づく避難
  - 各種会議等で名簿の事前提供や個別計画策定支援を行っている市町村の取組事例を紹介。
  - 個別計画策定が進まない市町村に対しては、個別にヒアリングを実施。
- 要配慮者利用施設の入所者の避難  
市町村に避難確保計画等に定めた避難訓練を施設と連携して実施するよう促す。

(3) 河川・土砂災害防災

- 住民へのハザードマップの周知  
ハザードマップ作成に向けた支援（効果的な取組事例の紹介、勉強会開催、国交付金活用等）
- 市町村や関係機関によるタイムラインの活用  
タイムライン策定に向けたフォローアップ（定期的な状況確認や助言等）
- 河川情報システム、危機管理型水位計等の情報の活用  
危機管理型水位計運用協議会による危機管理型水位計のサーバー増強、システム改善＜新規＞
- 河川管理者によるホットラインの活用  
既に避難情報が発令されていても避難判断水位到達によるホットラインは実施。
- 河道掘削や河川の立木伐採による災害抑制  
計画的な河道掘削、立木伐採の実施。